

## 令和5年度環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業

製造・販売等供給事業者側への影響も大きい府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくため、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通・使用過程でのCO<sub>2</sub>排出が少ない商品・サービスを購入した場合に脱炭素ポイントを付与する制度の普及に向け、令和4年度の事業成果を踏まえた実証事業を展開するための協力事業者を公募します。

### ○ポイントを付与する事業者の公募

小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、消費者に対して脱炭素ポイントの付与を行うとともにその効果検証に協力する事業者(以下、「ポイント付与事業者」という。)について、**12事業者程度**を公募します。

#### ■応募にあたって少なくとも求める計画案の項目

- ・ポイント付与の実施店舗
- ・ポイント付与対象商品とその選定理由
- ・想定販売点数
- ・脱炭素ポイント原資充当金の想定見込額(※)
- ・広報計画
- ・店舗従業員に対しての周知啓発
- ・実施スケジュール 等

※脱炭素ポイント原資充当金は、1事業者あたり上限300万円となり、付与した脱炭素ポイント支払い原資に係る費用の1/2以内の金額となります。

# ポイントを付与する事業者の公募について

## ○実施スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年6月上中旬	ポイント付与事業者の募集開始
令和5年7月上中旬	ポイント付与事業者の選定
令和5年7月下旬～9月下旬	事業実施に向けた調整
令和5年10月～令和6年2月の5か月程度	ポイント付与事業の実施 効果検証に必要となる各種データの提供
令和6年3月	脱炭素ポイント原資充当金の額の確定（精算）
令和6年4月～5月	脱炭素ポイント原資充当金の支払い